

各団体提出意見

目 次

日本経済団体連合会	．．．．． P . 1
日本商工会議所	．．．．． P . 3
日本労働組合総連合会	．．．．． P . 5
全国知事会	．．．．． P . 7
全国市長会	．．．．． P . 9
全国町村会	．．．．． P . 11

「子ども・子育て新システムの基本的方向」に対する意見

2010年6月10日

(社)日本経済団体連合会

少子化対策委員会企画部会長 高尾 剛正

1. 経団連の主張

- (1) 重点的な公費投入による子育て支援関連予算の拡充。全国民で支える消費税を中心に安定財源を確保すべき。
- (2) 特別会計（あるいは基金）の創設には反対。内閣府に「子育て会議（仮称）」を創設。子育て支援施策の推進状況を包括的に「見える化」し、重点施策や予算編成方針を策定。

2. 「基本的方向」に対する疑問【●経団連会合（5/17）での泉政務官の説明を踏まえたもの】

(1) 子育て施策は公費対応が基本。現行内容では企業拠出には応じられない

●「厚生年金・雇用保険等に上乘せし、新たに拠出を求める仕組みを想定」

⇒雇用者数に応じた拠出の仕組みは、雇用対策・企業活力の両面から問題。

子育て支援関連の企業拠出は既に約6000億円（こども手当、育児休業給付、出産育児一時金、放課後児童クラブ等）。

●「両立支援に関わる『両立支援・幼児教育給付』に企業負担を」

⇒幼児教育も含む給付に企業負担を求めるのは、拠出目的と給付内容の整合が図られない。

⇒施策の効率性検証や意見反映ができないこと、地方からの費用請求のまま拠出を求められること、将来的な給付規模の見通しが不明なこと等、「基本的方向」の形では拠出には応じられない。

(2) 中央に費用徴収と給付を一元管理する基金／特別会計は必要ない

●「行政の肥大化や無駄につながらない仕組みを目指す」

⇒6～7兆円規模の巨大な特別会計を無駄なく運営するための具体的な方策が不明。行政のスリム化と透明性の確保に取り組む政府方針に逆行する旧来型の施策の再来。

⇒一般会計から必要な予算を確保し、次世代育成支援対策交付金等を活用し、地域実情を踏まえ給付や配分を決定する形で基礎自治体に包括的に交付すれば足りる。

(3) 子ども・子育て新システム検討会議で、制度設計に至るまで引き続き慎重に検討願いたい

- ・ 子育て支援関連予算の負担状況（国・地方自治体・事業主・本人）と執行状況を明示した上で議論を

(4) その他の検討すべき事項

- ・ 「施設整備費の在り方や運営費の使途範囲等の一定のルール化」の具体的内容

⇒新規参入を積極的に促すルール作りを期待

（施設整備助成にあたってのイコールフットィング、剰余金の株主配当等）

- ・ 保育サービス等のサービス提供価格の柔軟性の担保

以上

2010年6月8日

子ども・子育て新システム構築に向けた要望

日本経済団体連合会会長 米倉弘昌

日本商工会議所会頭 岡村 正

政府は、新たな子育て支援の制度設計に向けて、「子ども・子育て新システム検討会議」において検討を進めていますが、現在示されている方向性を踏まえ、日本経済団体連合会ならびに日本商工会議所は、以下の点を要望します。

1. 子ども・子育て支援施策は公費対応が基本

政府は、子育てを社会全体で支援するとの理念に基づき制度設計を行うとしていますが、こうした方針に沿うならば、公費での対応を基本とすべきです。

企業の役割は、各社のワーク・ライフ・バランス施策を充実させ、出産・育児との両立を支援する職場環境を整備するところにあります。

現金・現物給付の拡充のために必要となる財源調達が難しいことを理由に、企業負担を拡大することには断じて応じられません。公費負担の財源についての抜本的対応を早急に講じていただくよう要望します。

2. 特別会計・基金の創設には反対

子ども・子育て関連施策の連携を図ることを目的に、関連予算を一元化した特別会計（あるいは基金）を創設するとともに、企業・個人からの拠出を求めるとする方向性が示されています。

特別会計や基金は、行政組織の肥大化、累積する剰余金や費用徴収の自己目的化など無駄の温床となることは、多くの事例が示すところです。行政のスリム化と透明性の確保、無駄の排除に向けた政府の継続的な取り組みを期待します。

各省庁の少子化対策の調整をつかさどる内閣府が、子ども・子育て施策の優先課題の提示と、その実現に向けた関連予算を戦略的に確保・配分する司令塔として機能し、政府一体となって、効率的かつ効果的に施策を推進していただくよう要望します。

以上

「子ども・子育て新システムの基本的方向」についての意見

1. 基本的方向に対する評価

- 出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現する「目的」、すべての子ども・子育て家庭に必要なサービスを提供する「方針」については賛成。
- 一方、子ども・子育て支援施策は公費対応を原則とすべきであり、「特別会計・基金」の創設には反対。

※ 子ども・子育て新システム構築に向けた要望（裏面ご参照）

2. 今後の検討にあたって留意すべき事項

- 基本的方向については、以下のような留意すべき事項があるため、「ファミリー・ポリシー」の視点に立った少子化対策を期待する。

※ 「ファミリー・ポリシー」の視点に立った少子化対策の推進に関する要望（裏面ご参照）

(1) 検討経過の明確化

既存制度のレビューがどう行われたのかを明らかにすべきである。また、「基礎給付（1階）」と「両立支援・幼児教育給付（2階）」に分ける明確な理由、「特別会計・基金」を設ける明確な理由等が不明であり、基本的方向作成の検討経過を明らかにすべきである。

(2) 中長期的な歳出・歳入に基づく負担の検討

基本的に新システムの財源は、子ども・子育て分野単独で議論するのではなく、社会保障制度や成長戦略、財政支出の優先順位、中長期的な歳出見通しなどを明らかにしつつ、歳出・歳入全体をパッケージで総合的に捉えて検討すべきである。

その際には、企業の公的負担の国際水準などにも留意すべきである。

(3) 継続的な検討の必要性

新システムの成長戦略への貢献として「雇用の拡大」、「多様な子育てサービスの拡充」、「所得の増」、「将来の経済社会の担い手の増」を挙げているが、これらに対して、どの程度の貢献なのか定量的裏付け等を提示し、それに基づいた継続的な検討が必要である。

また、「児童・家族関係社会支出」の中の事業主負担については、赤字法人でも拠出を負担しなければならない、特に、大半が赤字となっている中小企業では、負担感が大きいことも留意すべきである。

以 上

2010年6月8日

子ども・子育て新システム構築に向けた要望

日本経済団体連合会会長 米倉弘昌
日本商工会議所会頭 岡村 正

政府は、新たな子育て支援の制度設計に向けて、「子ども・子育て新システム検討会議」において検討を進めていますが、現在示されている方向性を踏まえ、日本経済団体連合会ならびに日本商工会議所は、以下の点を要望します。

1. 子ども・子育て支援施策は公費対応が基本

政府は、子育てを社会全体で支援するとの理念に基づき制度設計を行うとしていますが、こうした方針に沿うならば、公費での対応を基本とすべきです。

企業の役割は、各社のワーク・ライフ・バランス施策を充実させ、出産・育児との両立を支援する職場環境を整備するところにあります。

現金・現物給付の拡充のために必要となる財源調達が難しいことを理由に、企業負担を拡大することには断じて応じられません。公費負担の財源についての抜本的対応を早急に講じていただくよう要望します。

2. 特別会計・基金の創設には反対

子ども・子育て関連施策の連携を図ることを目的に、関連予算を一元化した特別会計（あるいは基金）を創設するとともに、企業・個人からの拠出を求めるとする方向性が示されています。

特別会計や基金は、行政組織の肥大化、累積する剰余金や費用徴収の自己目的化など無駄の温床となることは、多くの事例が示すところです。行政のスリム化と透明性の確保、無駄の排除に向けた政府の継続的な取り組みを期待します。

各省庁の少子化対策の調整をつかさどる内閣府が、子ども・子育て施策の優先課題の提示と、その実現に向けた関連予算を戦略的に確保・配分する司令塔として機能し、政府一体となって、効率的かつ効果的に施策を推進していただくよう要望します。

「ファミリー・ポリシー」の視点に立った少子化対策の推進に関する要望（概要）

東京商工会議所
平成22年5月27日

1. 少子化対策予算の拡充

人口力の強化（子どもの増加）は、国の発展の礎であるとの観点に立ち、わが国の少子化対策予算を、OECD諸国平均並みの対GDP比2%を目標とすべき。また、待機児童が多い地域における保育所整備を早急に進めるとともに、3歳未満児の保育所定員増、病児・病後児保育の拡充、放課後子ども対策事業（延長時間を含む）の拡充などに予算を重点配分して、効果的な少子化対策を実施すべき。

2. 「保育に欠ける要件」等の廃止

すべての子どもが、保育所や放課後児童クラブを利用できるように、「保育に欠ける要件」等を廃止すべき。

3. 幼保一元化等の推進

保育所では待機児童が発生している一方で、幼稚園では定員充足率が7割を下回っている状況を改善するため、既存の幼稚園の活用を図り、幼保一元化を進めるべき。また、待機児童が1・2歳児に多いことや「小1の壁」など、施策の切れ目での課題が指摘されていることから、制度設計・運用および予算を体系的に行える体制を整備すべき。

4. きめ細かい子育て支援を実現するための権限移譲等

地域の実情に応じたきめ細やかな対応を支援するため、施設整備基準（施設の広さ）などに対する国から地方への権限移譲を進めるべき。一方で、自治体によっては認可保育所の設置・運営事業者を社会福祉法人に制限しているものの、多様な担い手を確保するため、社会福祉法人に限定する事業者要件を廃止すべき。

5. ワーク・ライフ・バランスの推進

中小企業における育児休業中の代替要員確保支援のため、助成金の増額を図るべき。また、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業を評価するため、低利の融資制度や公共入札における加点評価などのインセンティブ付与を、国を含めて全国的に広がるよう努めるべき。

6. 「子ども手当」の仕組みの見直し等

限られた予算の中においては、保育所等の社会基盤整備などの現物給付と、「子ども手当」との最適配分を検討すべき。また、「国外に居住する外国人の子どもへの支給」などの指摘を踏まえ、公正性・効率性に留意し、わが国の人口政策として妥当な仕組みにすべき。

企業は、事業主拠出金や法人税等による少子化対策予算を負担しているほか、家族手当や住宅手当を支給して子育て世帯の従業員を支援している実態を踏まえ、事業主拠出金を廃止すべき。

2010年6月10日

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ主査
内閣府大臣政務官 泉 健太 様

日本労働組合総連合会
総合政策局長 中島 圭子

「子ども・子育て新システム」の基本的方向とシステム設計にあたっての留意点

「子ども・子育て新システムの基本的方向」で示されたシステムは、子ども・子育てに焦点をあてた初めての仕組みであり、連合が提案する「子育て基金（仮称）」構想の中で実現を求めてきた仕組みとも大方一致するものです。高く評価するとともに、今後の制度設計にあたっては、次の事項を留意されることを要望します。

1. ステークホルダーの参画

- (1) 子ども・子育て支援策の所管府省の下に、労使、利用者、子育て支援サービスの提供者等、子ども・子育てに関わるステークホルダーで構成される「子ども・子育て会議（仮称）」を設置する。「子ども・子育て会議（仮称）」は、法律に基づき、報酬水準、認可要件・指定要件、その他必要な社会的規制や支給要件を決定（勧告）する権限が与えられる。
- (2) 基礎自治体レベルに、「子ども・子育て会議（仮称）」と同様の構成による「地域子ども・子育て会議（仮称）」を設置する。「地域子ども・子育て会議（仮称）」は、地域の独自事業（上乘せ、横出し）や、地域の子ども・子育て支援事業全体の実施水準を評価・監督する。

2. 新システム設計プロセスへのステークホルダーの参画

2011年通常国会への法案提出に向けての新システムの詳細設計、および2013年度本格施行までの整備基盤等を検討するため、内閣府に、労使等ステークホルダーが参画する会議を設置する。

3. 新システム本格実施までの基盤整備

新システムが施行されるまでの間（2011～2012年度）、保育サービス等の基盤整備を集中的に実施するとともに、現行のサービス水準が後退することのないよう、そのための財源として、例えば「安心こども基金」による「こども交付金」を継続・拡大する。

4. 新システムの給付設計

- (1) 新システムは、原則、子ども・子育てに関するすべての施策を対象とする。
- (2) 現物給付と現金給付のバランスをはかる。現物給付については、妊娠、出産に関わるサービスから、保育、放課後児童クラブ、各種子育て支援サービスまで、切れ目のない包括的なサービスの提供を担保する。

① 現金給付

- 社会手当（子ども手当（児童手当）、児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当）。すべての子どもの育ちの支援を目的とした給付。
- 就園奨励費
- 育児休業給付、出産手当、出産一時金（現物給付化）

② 現物給付

- 保育をはじめとする多様なサービス（認可保育所、家庭的保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等）
- 就学前教育（幼稚園）
- 幼保
- 地域の子育て支援（児童館、つどいの広場、一時預かり等の児童育成事業）
- 障がい児保育等
- 社会的養護
- 母子保健

5. 幼保一体化

「幼保一体化」施設は「第3の保育類型」と位置づけ、認定こども園における4種類のうち幼保連携型の制度と実践を基盤に検討する。当面は、幼稚園と保育所の制度は残す。

6. 国・地方の役割

- (1) 現金給付については、国が運営責任を負う。子ども手当を含めた、財源のあり方についても、労使等ステークホルダーが参画するかたちで速やかに検討する。
- (2) 現物給付については、生活拠点である基礎自治体の実施責任を負い、国は最低基準（ナショナルミニマム）を根拠にその財源を保障する。現行認可外の多様な保育サービスについては、一定の実施基準を設け、その基準に沿って財源（公費投入）を保障する。

7. 恒久的財源の確保

近い将来には、子ども・子育て財源として OECD 加盟国の平均（対 GDP 比 2% 以上）並みを確保する。恒久的な財源を確保するまでの間は、現物給付と現金給付のバランスをとり、保育、放課後児童クラブ等の現物給付の基盤整備を優先する。その上で、現行の利用者負担のあり方を見直し、負担軽減を図る。

8. 子ども・子育て新システムの構築による経済効果と成長戦略

- (1) 女性労働力の確保と就業率の向上、および子育てサービスにおける雇用創出
- (2) 共働きをセーフティネットとするとともに、ワークライフバランスの実現による生活と労働の質の向上
- (3) 将来の経済社会の担い手の増大（少子化対策、次世代育成支援）
- (4) 雇用増、可処分所得の拡大による内需拡大

以上

「子ども・子育て新システムの基本的方向」について

平成22年6月10日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチーム

◎ 望まれる子育て支援施策のあり方について

1 子育て支援には、現金給付とサービス給付がバランスよく総合的に実施されることが重要であり、全体としてその費用対効果を考慮しながらその仕組みや水準を決めること。

2 国と地方の役割分担を明確にした制度設計

(1) 子ども手当など全国一律の現金給付は、従来から主張してきたとおり、国が担当し、全額を国が負担すべきであること。

(2) 「現金給付は国、サービス給付は地方」の観点から、サービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で、地方自治体で担当すべきであること。

(3) サービス給付であっても、本来全国一律の基準で国が責任を持って実施しなければならない妊婦健康診査や乳幼児医療などについて、国の責任及び費用負担を明確にすること。

その上で、病児・病後児保育、保育所整備、放課後児童対策など、医療、福祉、教育に関する地域が求める広範かつ多岐にわたるサービス給付については、それぞれの地域の実情に応じた形で地方自治体の裁量のもと、創意工夫により地方が担うことを可能とすることが求められること。

その場合、今後増大すると考えられるサービス給付については、地方への新たな財政負担が将来にわたって生じることのないよう、国として制度的な担保を講じることが必要であること。

3 人口減少を抑制し安定的で持続可能な社会とするためには、現金給付、サービス給付と働き方の見直しを視野に入れた総合的な検討が必要であること。

◎ 子ども・子育て新システムの基本的方向について

1 方向性として理解できる点

- (1) 現金給付とサービス給付を総合的に展開しようとしていること。
- (2) 地域の裁量権の拡大に一定の配慮が見られること。
- (3) 子ども施策を総合的に拡充しようという方向が感じられること。
- (4) 幼保一体化については、国民的な理解を前提に保育所と幼稚園の垣根をなくした一体化を目指す方針であれば理解できること。

2 問題点等

- (1) 地方が地域の実情に応じたサービス給付を責任持って確実に提供するには、財政面やサービス水準の確保などの観点から、都道府県が、保育所の広域入所に係る調整、病児・病後児保育に係る調整などの広域調整や、専門性、先進性のある取組等において役割を果たすことが不可欠である。このような都道府県の役割を明確にしたうえで、国・県・市町村の財政負担のあり方を議論することが必要であること。
- (2) 基金の造成について、これに必要な財源を確保すること。
例えば、「制度設計のイメージ」では、財源確保の一つとして、「税制改革」による税収で国及び市町村に「次世代育成支援特別会計・基金／金庫」（以下、「基金」という。）を作ることになっているが、特に都道府県に関して、税制改革などにより必要な財源を確保すること。
- (3) 現金給付とサービス給付の財源を一本化した基金の創設について
 - ・ 「現金給付は国、サービス給付は地方」という基本的な考え方が、基金への一本化では担保されないこと。
 - ・ 地方が必要なサービスを提供する財源が確保されない懸念があること。
 - ・ 地域主権戦略会議において検討されている一括交付金化の議論と共に検討していくことが必要ではないか。

3 地方との協議

事業実施主体である地方公共団体の意見を十分反映できるよう、国と地方の協議の場を通じ地方と協議を行うこと。

なお、本事案のように、新たな制度を構築する場合などには、予め地方公共団体に十分な説明を行ったうえで意見を聴取すること。

「子ども・子育て新システムの基本的方向」に関する意見

東京都三鷹市長 清原 慶子

1. 制度構築の過程では、基礎自治体（市町村）との協議を十分に

「子ども・子育て新システムの基本的方向」の「目的」や「方針」が志向する内容は、基礎自治体（市町村）が今後目指すべき方向と大きな差異はなく、基本的に同意できるものと考えている。

言うまでもなく、実際に子ども・子育てで家庭と向き合い、様々な支援を実施する現場を担当する中心は基礎自治体にある。そこで、制度を実効性のあるものとするために、本日の取組のように、制度設計・制度構築にあたっては、制度を運営する先端にある基礎自治体の声を聞き、丁寧に協議しながら進めるようにしていただきたい。

2. 「地域主権改革」は当然の方向性とはいえ、「地域主権改革」が子育てに関

する課題解決のために万能とは言えない

6 子ども・子育て支援に関する諸事業を、「地域特性や地域事情」を十分に尊重しながら、市民、事業者、NPO等の多様な担い手と協働して推進していくためには、諸事業に関する権限及び財源を自治体に移譲（移行）すること、すなわち地域主権改革の実現は当然の方向性と言える。

しかしながら、新システムの制度構築と推進を国家的重要課題として捉えれば、多様なニーズに即した自治体での創意工夫に満ちた施策の実践と展開とともに、新制度を全国に格差なく浸透させていくためには、良い意味での「ナショナル・ミニマム」、子ども本位の趣旨から表現するならば「チャイルド・ミニマム」の維持・引き上げが絶対的な必要条件である。地域主権改革とともに、国による子ども子育て支援サービスの「質の向上」に向けた関与や責任・責務は引き続き求められるものである。

また、往々にして、地域主権改革と一般財源化がセットで捉えられることもあるが、地域主権改革が、財政的な面での国の責任・責務の縮減を前提とするものであってはならない。

3. 「ワークライフバランス」と「未来への投資」の実現

新システムは、子ども・子育て支援の社会的な支援体制を整備するだけでなく、社会がこぞって「ワークライフバランス」の実現を目指すことが不可欠であると認識する。

「ワークライフバランス」の実現は、従来の生活と労働の在り方を変革するとともに、新しい地域の支え合いによる地域コミュニティの再生・創生など、生活文化的な要素を含み持

つものである。

新システムを検討する際は、職業を持つ保護者世帯への子育て支援施策のみならず、同時に、在宅子育て世帯を支援する相談体制や、一時預かり等のきめ細かいサービスの充実を検討すべきである。そして、「ワークライフバランス」の浸透と実現に向けた国のリーダーシップ、その理念の共有に基づく各府省庁間の連携、企業及び労働組合間の連携のもとに、国民に身近な地域社会で、具体的な施策や事業が協働して行われる必要がある。

4. 子ども手当と子育て支援施策の推進

子ども手当が6月より給付開始される。（三鷹市は初回の支払が6月10日）

子ども手当は、平成23年度より「満額支給」とされているが、そのことによって、基礎自治体の子育て支援環境の整備・充実に対する「交付金・補助金」等の抑制に繋がらないか懸念するところである。

安心して子どもを産み育てられる環境形成のためには、母子保健、医療助成、多様な保育施設の整備・提供、放課後児童対策など、「切れ目ない多領域の環境整備（施設や人財等）」が必須である。しかしながら、現状において、公設保育園に対しては、施設整備の建設費にとどまらず運営費においても一般財源化されており、三鷹市のような地方交付税不交付団体にあっては、ほとんどの費用を利用料と自主財源で賄わなければならない。そこで、国の公的補助が担保されない状況は、子育て支援の推進にとって抑制要因にもなりかねない中、敢えて努力しているというのが現状である。

新システムの検討では、現金給付としての子ども手当と、現物給付としての子育て支援関係環境整備費との、財政的なバランスのとれたあり方の検討を求めたい。

5. ひとり子どもも排除されない制度の構築を

新システムでは、保育サービスを利用する際の要件を、「保育に欠ける」から「保育・サービスを必要とする」子ども及び子育て家庭全体を対象とするような、ユニバーサルサービスを基本とすることが大事である。そして、利用者本位にもとづく利用者の自己選択によるサービス利用がスムーズに展開できる社会資源整備も重要である。幼稚園と保育園との一体化・一元化もそうした制度設計のなかで実現されていく必要がある。

ところで、こうした仕組みを考える場合に、保育園や幼稚園においては、利用者と事業者との間の「公的保育契約」が基本になると考えられるが、「契約」関係を結ぶ場合に、心身に障がいがあったり、被虐待児であったり、保護者のメンタルヘルスに課題があるといった子育て家庭が、絶対に排除されないように、むしろ、適切に支援されるようなシステムにすることが必要である。

自己決定・自己選択に基づくサービス利用は、契約的福祉サービス利用の要諦ではあるが、同時に「契約されないという排除の危険性」もあり、制度的にも実地的にも、公正で公平で、しかも「サービスの質」を確保し、向上する方向での利用支援が担保される必要がある。

子ども手当に関する決議

我が国における少子化の進展は、社会保障や経済産業に深刻な影響を与え、国家の健全な存続に関わる重大な問題となっていることから、国と地方の信頼・協力関係の下で少子化施策が着実に推進されるべきものであると認識している。

このため、都市自治体は地域ニーズを踏まえ、国に先行し様々な子育て支援策の実施責任を担い、住民福祉の向上のため懸命の努力を傾注しているところである。

このような中、平成22年度の子ども手当は、児童手当との併給方式とされ、地方負担が継続して求められることとなった。

このことについては、国と地方の役割分担が明確にされていないなど、地域主権の理念が曖昧になっており、また、子ども手当の決着に至る過程において、所管する厚生労働省から地方に対して一切の協議・説明がなかったことについて、都市自治体として再三にわたり遺憾の意を表明してきたところであるが、住民の不利益を回避する必要があるとの判断の下、あくまで今年度限りの措置として受け止めたものである。

今後、子ども手当の在り方については、「国と地方の協議の場」、「地域主権戦略会議」等で総合的な子育て支援策も含め検討が行われることとなっているが、国は、特に下記事項について万全の措置を講じられたい。

記

1. 平成23年度以降の子ども手当は、システム開発経費等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とするとともに、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、今年度の子ども手当について、円滑に支給事務が遂行されるよう、引き続き適切な措置を講じること。

2. 保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当額を未納の保育料等の徴収すべき子育て関係費用に充てることが

できるよう法律に明記すること。

このことについて、本年度においても実現できるよう速やかに検討すること。

3. 子ども手当の在り方については、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備に向け、地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることから、現金による直接給付に限定することなく、保育サービスをはじめとする子育て関係経費とのバランスにも十分配慮すること。
4. 国民の理解が十分得られるよう、国はその責任において、積極的な広報活動を行うとともに、財源確保の見通しを早急に示すこと。
5. 平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し国と地方の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

以上決議する。

平成22年6月9日

全国市長会

子ども・子育て新システムの基本的方向について

秋田県井川町長
齋藤正寧
(全国町村会行政部会長)

1. 子育て支援における町村の取り組みについて

- ・ 財政環境の悪化など、町村を取り巻く環境が厳しさを増すなかでも、子育て支援や経済的な支援等を実施

2. 子ども手当について

- ・ 子ども手当については全額国庫負担

3. 子育て支援にかかる国と地方の役割分担について

- ・ 国、都道府県、市町村の役割分担の明確化
- ・ 現物給付は地方、子ども手当を含む現金給付は国が担うべき
- ・ 地域主権改革の観点から、子育て支援策の実施において市町村が中心的役割を担う方向での検討が必要
- ・ 国・都道府県・市町村・企業等の財政負担を早期に示すべき
- ・ 制度設計にあたっては、国の関与を最小限とする方向で検討すべき
- ・ 市町村の自由度の拡大とそれに伴う財源を保障すべき

4. 幼保一体化について

- ・ 現場に混乱を招かぬよう、慎重な議論が必要
- ・ 児童人口減少地域に対する支援